

## しずおかMaaSまちづくり推進協議会準会員規程

制定 2019(令和元)年7月30日

改定 2024(令和6)年4月1日

### (趣旨)

第1条 この規程は、しずおかMaaSまちづくり推進協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、しずおかMaaSまちづくり推進協議会（以下「本協議会」という。）の準会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (準会員)

第2条 準会員は、本協議会に参画を希望する団体等（以下「参画希望団体等」という。）の属性に応じて別表のとおりに区分する。

2 準会員は、次に掲げる事項を全て満たさなければならない。

- (1) 規約第3条各号に掲げる基本理念への賛同
- (2) 第4条に規定する事項への宣誓

3 準会員は、次に掲げる権利を有する。ただし、当該権利に関し準会員に不利益が生じた場合においても、本協議会は一切の責任を負わない。

- (1) 会長により招集されたワーキンググループに参画する権利
- (2) 企画提案をする権利
- (3) 本協議会の活動および理事会での決議事項等に関する情報提供を受ける権利

4 準会員は、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、会長の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (1) 会員資格に基づいて取得した一切の情報を、規約第3条および第4条に定める趣旨以外に使用してはならず、会員以外の第三者に対して開示又は漏洩する行為
- (2) 本協議会の名称やロゴを使用した、活動および制作

### (参画及び会員資格)

第3条 参画希望団体等は、本協議会ホームページの申込みフォームによる申請をもって本協議会への参画申込みを行う。

2 準会員の参画可否は、事務局がヒアリングを行い、会長の承認に基づく会員用IDの交付をもって会員資格を得たものとみなす。ただし、会長の承認は事務局長の説明をもって得ることとし、理事会に必ずしも諮る必要はない。

### (反社会的勢力の排除)

第4条 会員および会員企業・団体に所属する従業員等は、次の各号のいずれにも該当しないこ

とを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 会員および会員企業・団体に所属する従業員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 本協議会に対し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて事務局の信用を毀損し、本協議会の活動を妨害する行為
  - (5) その他前号に準ずる行為

(退会・除名)

第5条 退会を希望する準会員は、退会申請書を会長に提出することで退会することができる。

- 2 会長は、理事会の承認に基づき、次に掲げる事項に該当する準会員を除名し、第2条第3項に規定する権利を剥奪することができる。
- (1) 前条に該当する事実が発覚した場合
  - (2) 廃業・解散した場合
  - (3) 本協議会に著しい不利益を与えた場合
  - (4) その他理事会が不適格と認めた場合
- 3 除名の際は、除名通知書にて通達する。
- 4 除名により準会員に不利益が生じた場合においても、本協議会は一切の責任を負わない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、2019(令和元)年7月30日から施行する。

この規程は、2019(令和元)年9月30日から改定する。

この規程は、2024(令和6)年4月1日から改定する。

別表（第2条、第3条関係）

準会員区分	
準会員	特別準会員以外の団体等
特別準会員	以下の団体等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・教育・研究機関の団体等</li> <li>・NPO等の営利を目的としない団体等</li> <li>・テレビ・新聞・雑誌その他メディアにより情報発信する団体等</li> <li>・本協議会からの要請により参画する団体等</li> </ul>